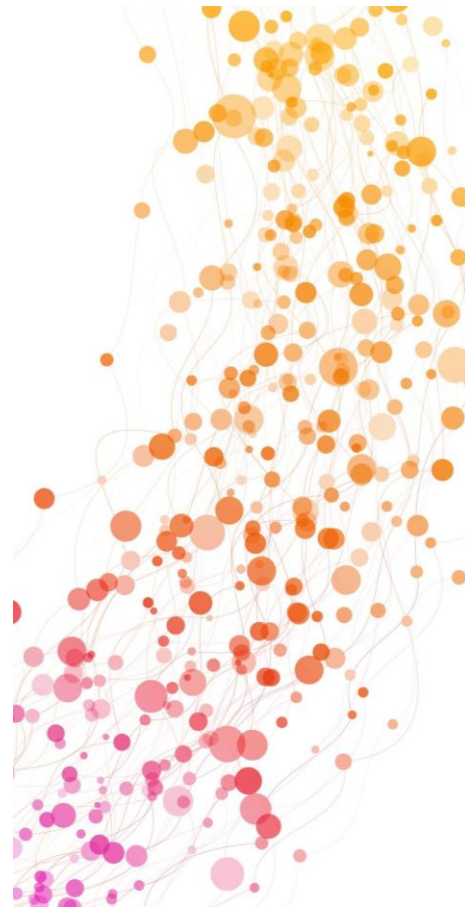


多様な生き方・暮らし方・働き方を支える社会保障のあり方と「作り方」について

笠木映里（東京大学・フランスCNRS）

2023年5月22日（月）

東京暮らし方会議プレゼンテーション



報告の構成

- ① 日本の社会保障はいかなる働き方と家族のあり方を前提としてきたか、今日、どのような問題が提起されているか
- ② 社会保障は、いかなる働き方と家族のあり方を支えてきたのか？
- ③ 社会保障をどのように「作る」のか？

① 日本の社会保障はいかなる働き方と家族のあり方を前提としてきたか

1) 日本の社会保障の前提とされた働き方と家族

- 正規労働者の男性配偶者と、無職あるいはパートタイマーの女性配偶者
- 正規労働者—「無限定正社員」:安定した雇用・年功賃金・福利厚生と引き換えに、長時間労働・転勤等を受け入れる(日本特有の「メンバーシップ雇用」(次頁参照)が背景にある)
- 女性配偶者と子どもの生活は経済的には正規労働者である男性に支えられる
- 家庭でのケア労働は女性配偶者が全面的に引き受ける

2) 以上のことは日本の社会保障の以下のような特徴につながっている

- 労働者であるにも関わらず被用者保険から排除される人の存在
- 家族形成にかかる費用負担への社会保障の関心が小さい—住宅手当・家族手当(児童手当)

いわゆる無限定正社員について

- 日本型のメンバーシップ型雇用
 - 職務(ジョブ)を特定せずに労働者を採用し、労働者の「職務遂行能力」に対応する賃金を支払う雇用のあり方
 - ※ 「職務遂行能力」-「職務」が特定されていないので抽象的な内容となる→勤続年数や年齢が一つの重要な基準となる
- ジョブ型雇用へ？
 - 職務を細分化・特定した上で当該職務に割り当てる労働者を募集・採用し、、当該職務に対応する賃金を支払う雇用のあり方

住宅分野の社会支出の国際比較

➤ 日本では住宅の支出は対GDPで見ると各国に比べて低い水準。

住宅分野の社会支出の国際比較（対GDP比）（2019年度）

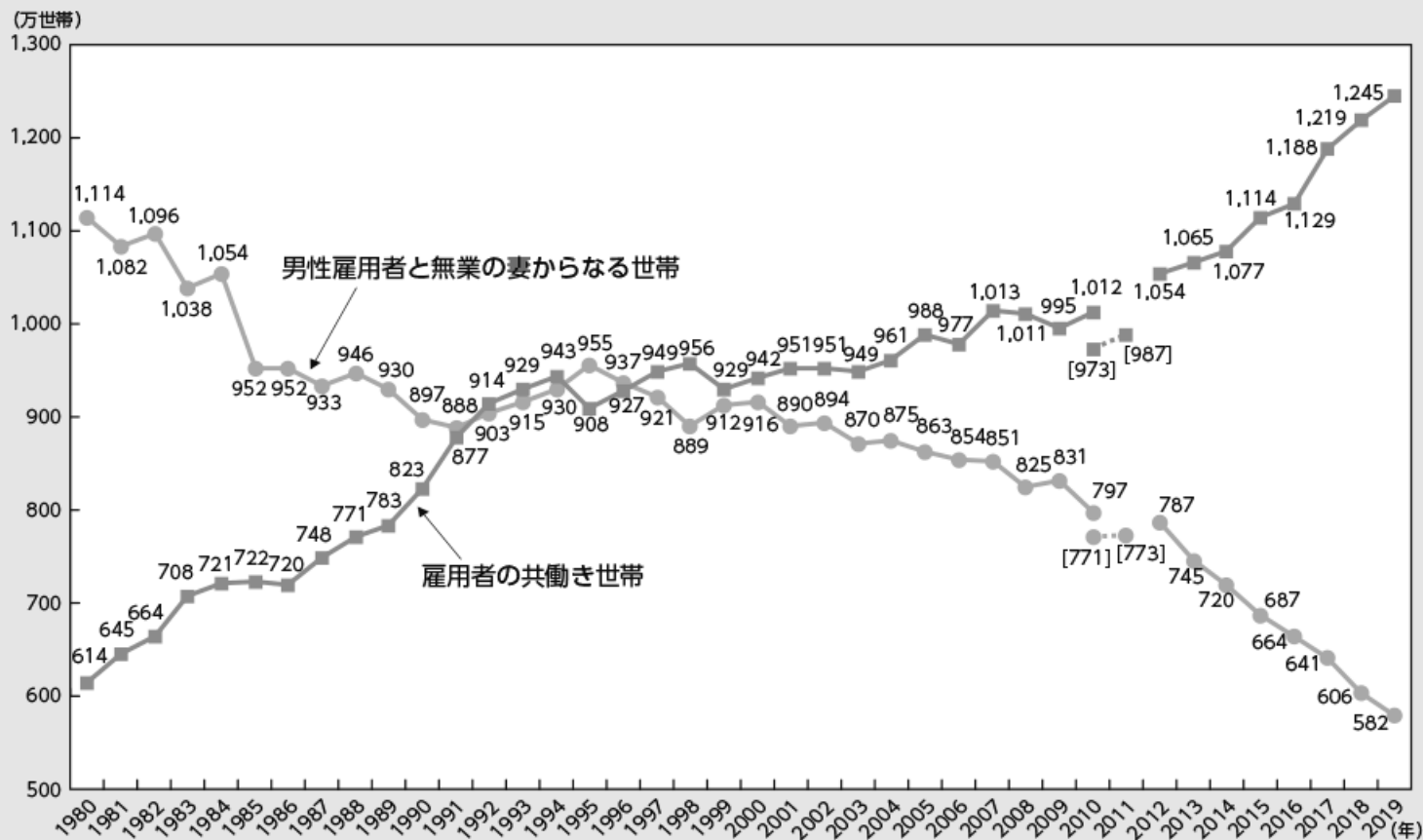
国名	日本	イギリス (2018年度)	アメリカ (2018年度)	スウェーデン	ドイツ	フランス
住宅分野の 社会支出 (対GDP比)	0.11%	0.27%	0.24%	0.38%	0.5%	0.69%

（資料）諸外国の社会支出は、OECD Social Expenditure Database（2022年6月23日時点の暫定値）による。国内総生産については、日本は内閣府「2020年度（令和2年度）国民経済計算年次推計」、諸外国はOECD Annual National Accounts Database（2022年5月10日時点）による。

今日提起されている論点

- 非正規労働者への被用者保険の拡大(既に進行中であり、今後も進んでいくだろう)
- 共働き世帯、主たる家計維持者が非正規労働者である世帯、単身世帯(生涯未婚率も上昇)
- 不安定・低賃金な雇用を繰り返す人について従来の社会保険で十分な所得保障が行えるのか
- そもそも労働者としての地位を有しない働き方についてどのように考えるのか？ーフリーランスの問題←自営業者を社会保障制度の体系の中でいかに位置づけるのか
- 兼業・副業の増加(フリーランスとしての就労も含みうる)
- 被扶養配偶者という地位に結びつけられた特別なスキームを維持すべきか
- 年功賃金・会社の福利厚生がカバーしてきた生活上のニーズ(特に家族形成にかかる費用)を負担すべきなのは誰なのか？

図表 1-1-3 共働き等世帯数の年次推移



資料：1980～2001年は総務省統計局「労働力調査特別調査」、2002年以降は総務省統計局「労働力調査（詳細集計）（年平均）」

- (注) 1. 「男性雇用者と無業の妻からなる世帯」とは、2017年までは、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者（非労働力人口及び完全失業者）の世帯。2018年以降は、就業状態の分類区分の変更に伴い、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者（非労働力人口及び失業者）の世帯。
2. 「雇用者の共働き世帯」とは、夫婦ともに非農林業雇用者の世帯。
3. 2010年及び2011年の[]内の実数は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。
4. 「労働力調査特別調査」と「労働力調査（詳細集計）」とは、調査方法、調査月などが相違することから、時系列比較には注意を要する。

② 社会保障は、いかなる働き方と家族のあり方を支えてきたのか？

- ①のような社会・家庭の状況を前提として、生存権(憲法25条)保障の実現のために各種社会保険制度が果たしてきた役割
- 国民皆年金を可能にした第3号被保険者制度
- 被扶養配偶者の医療保障について健康保険制度が果たしてきた役割
- 日本社会において女性が現におかれていた状況と、そこから発生するニーズに応じる形での制度の発展→こうした制度が、①のような社会・家庭の状況を支え、さらには固定化する役割を担ってきたことにも注意すべき
- ライフスタイルや社会のあり方に一定の影響を及ぼさざるをえない社会保障
- 翻って、未来の社会保障は、どのような生き方、暮らし方、働き方を支えていくべきなのか？長期的なビジョンが必要

③ どのように社会保障を作るのか？

- 様々な選択肢からどのような政策を選択するのか？
- 社会保障に関する正確な知識の獲得とこれに基づいた議論の必要性
- 社会保障は長期的な社会のビジョンとモデルを示し、現実にも個人や企業の行動に多大な影響を及ぼす—どんな家族、個人の働き方、生き方を支えるための社会保障なのか？
- 社会保障法における生存権（憲法25条）から幸福追求権（憲法13条）への軸足の移動

憲法13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

25条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

② 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

おわりに

- 「少子化対策」としての社会保障論でなく、日本の社会・家族・企業・働き方が急激に変化する中で、社会保障に何を期待するのかについて、個人の生存権保障・幸福追求の観点から考える必要がある
- 正規・非正規の処遇格差の解消は社会保障の役割ではないが、処遇格差が個人の生活に深刻な影響を及ぼさないようにすることは社会保障の役割となりうる
- 問題の正確な理解は議論の出発点となる

ご静聴有難うございました！